

中分類 39 — その他の製造業

總 説

この中分類は、主として他のいずれの中分類にも分類されない製品の製造に従事する事業所をいう。その主な事業所は、主として宝石、銀器、鍍金製品、樂器、玩具、運動、体育用品、ペン、鉛筆及びその他の事務及び藝術用品、釦、可塑物製品及びその他の各種小間物の製造に従事する事業所を含む。

小分類 細分類
番 号 番 号

391 寶石、銀器及び鍍金製品製造業

3911 宝石及び貴金属完成品製造業

主として宝石及び貴金属細工品（身辺につけたり携帯するもので寶石の有無を問わない）、の製造に従事する事業所をいう。

その主なる製品は化粧箱、コンパクト、傘、及び杖の装飾用品及びその他の宝石取付細工品等である。但し、主として貴金属以外の金属、その他の材料から造られた身辺細貨の製造加工に従事する事業所は細分類 3951 に分類される。

○化粧箱製造業（貴金属製品）；コンパクト製造業（貴金属製品）；寶石箱製造業（貴金属製品）；シガレットケース製造業（貴金属製品）；装身具製造業（貴金属製品）；象眼品製造業（貴金属製品）；賞杯製造業（貴金属製品）；貴金属製品製造業

×装身具製造業（貴金属以外のもの）〔3951〕；身辺細貨（貴金属を除く）製造業〔3951〕

3912 寶石附属品及び材料加工業

主として寶石細工の完成品をつくるために部品（座金、針金、管等）の製造加工に従事する事業所をいう。

主として寶石細工業に従事する事業所は細分類 3913 に分類される。

3913 寶石細工業

ダイヤモンドその他の宝石の切断研磨取付、真珠の穿孔器具、工具、時計、クロノメーター等の宝石の取付け及び取付準備等、あらゆる型の寶石（模造品を含む）細工業に従事する事業所をいう。

○宝石切断、研磨業；真珠穴明業

3914 銀器及び鍍金製造業

主として銀器及び鍍金製品の製造に従事する事業所をいう。

中分類39—その他の製造業

その主なる製品は板金製品（ナイフ、フォーク、スプーンを含む）、宗教用具その他類似の銀、洋銀製品及び金銀その他の金属の鍍金製品等である。

○食卓器具製造業（貴金属及びメッキのもの）；宗教用具製造業（貴金属及びメッキのもの）；室内装飾品製造業（貴金属及びメッキ製）

392

楽器及びその部分品製造業

3921

ピアノ製造業

演奏用の附属品のあるなしにかかわらず、主としてピアノの完成品の製造に従事する事業所をいう。

3922

オルガン製造業

パイプオルガン、リードオルガン、電気オルガン等主としてオルガンの製造に従事する事業所をいう。

3923

ハーモニカ製造業

主としてハーモニカの製造に従事する事業所をいう。

3929

他に分類されない楽器及びその部分品並びに材料製造業

主として他に分類されないあらゆる種類の楽器（ピアノ、オルガン、ハーモニカを除く）及びその部分品並びに材料の製造に従事する事業所をいう。

○楽器製造業（ピアノ、オルガン以外のもの）；楽器部分品製造業；和楽器製造業；管楽器製造業；打楽器製造業

393

玩具、スポーツ及び体育用具製造業

3931

娯楽用品及び玩具製造業（人形、児童乗物を除く）

主として大人、子供用の室内娯楽用品及び機械的、非機械的の玩具の製造に従事する事業所をいう。

その主なる製品は囲碁、将棋、カルタ、トランプ、双六、智恵輪等の室内娯楽用品及び玩具の家具、車輛類等である。

○娯楽用品製造業；玩具製造業（人形、児童乗物以外のもの）；囲碁用品製造業；将棋用品製造業；麻雀製造業；かるた類製造業；新案玩具製造業；教材玩具製造業；風せん製造業；折紙製造業；積木製造業

3932

人形製造業

主として人形及び人形の部品、衣服、人形に附属する諸道具の製造に従事する事業所をいう。

○人形（木、紙、陶器、セルロイド、ゴム、繊維、その他の材料製）製造業；マネキン人形製造業；人形マスク製造業；人形附属品製造業

3933

児童乗物製造業

主として車輛及びその他の児童用屋外車輛及び乗物の製造に従事する事業所を

中分類39—その他の製造業

いう。

○乳母車製造業; 自轉車製造業(兒童用のもの); 三輪車(兒童用)製造業; スケート(兒童用)製造業

×スケート(アイス, ローラー)製造業 [3939]

3934 羽子板製造業

主として羽子板の製造に従事する事業所をいう

○押絵羽子板製造業

×押絵製造業 [3999]

3939 他に分類されないスポーツ及び体育用具製造業

主として他に分類されないスポーツ及び体育用具の製造に従事する事業所をいう。

主な製品はゴルフ, テニス, ベースボール, フットボール, バスケツトボール, ボクシング, スケート, 玉突等の用具備品及び運動場, 体育館備品等である。

但し, 運動用衣服類の製造に従事する事業所は細分類 2321 に含まれ, 靴は使用材料に従つて中分類 23, 30, 31 に分類される。

○スポーツ用品製造業(衣服及び靴を除く); 運動具製造業(衣服及び靴を除く); 玉突台, 玉突用品製造業; 体育設備(飛台, ロク木等)製造業; 釣竿製造業; 釣針製造業; 空気銃製造業; 獵銃製造業; 狩獵用藥莢製造業; ゴムボール製造業
×運動衣製造業[2321]; 運動靴製造業[ゴム底布製(3021), 革製(3141), 足袋(2381)]
ペン, ペンシル及びその他の事務, 画家用品製造業

394

3941 万年筆, シヤープペンシル及びペン先製造業

主として万年筆, シヤープペンシル, ペン軸, ペン先等及びその部分品の製造に従事する事業所をいう。

○ペン先, ペン軸製造業; シヤープペンシル製造業; 万年筆製造業; ボールペン製造業; ガラスペン製造業; 鉄筆製造業; 万年筆ペン先製造業

3942 鉛筆製造業

主として鉛筆及び鉛筆芯の製造に従事する事業所をいう。

○鉛筆製造業; 鉛筆芯製造業; 鉛筆色芯製造業; 鉛筆軸製造業

3943 クレヨン製造業

主としてクレヨン, パステルの製造に従事する事業所をいう。

○パステル製造業

3944 手押スタンプ, 型板及び焼印製造業

主としてゴム及び金属で手押スタンプ, 極印, 軋印, 鋼の活字, 及び図形, 塗裝及びマーク用の型板, 焼印等の製造に従事する事業所をいう。

中分類38—その他の製造業

○手押スタンプ製造業；焼印製造業；塗装板製造業；印刷製造業

3945 画家用品製造業（鉛筆及びクレヨンを除く）

主として毛筆、画筆、描画テーブル、面板、パレット、スケッチボックス、縮図器、画家用絵具及び蠟、描画用インク及び下図材料、焼画用品等の絵画用品の製造に従事する事業所をいう。

製図用機械器具の製造に従事する事業所は中分類 38 に分類される。

○油絵具製造業；画家用筆製造業；パレット製造業；スケッチボックス製造業；カンバス製造業（画家用のもの）；水彩絵具製造業；毛筆製造業；画筆製造業；画布製造業；画絹製造業

×製図用機械器具製造業〔3811〕

3946 カーボン紙及びインクリボン製造業

主としてタイプライター用カーボンペーパー、アルコールやゼラチンで加工した謄写板原紙、計算器及び筆記用インクリボン等の製造に従事する事業所をいう。

○インクリボン製造業；謄写板原紙製造業；カーボン紙製造業

395 身辺細貨、新型装身具、ボタン及び各種新案品製造業（貴金属を除く）

8951 身辺細貨及び新型装身具製造業（貴金属を除く）

貴金属及び寶石、模造寶石以外の材料から身辺細貨及び新型装身具の製造に従事する事業所をいう。

○装身具製造業（貴金属、寶石、模造寶石以外のもの）；プラスチック装身具製造業

3952 羽毛、羽毛飾及び造花製造業

材料のいかんを問わず（但し、ガラス製は細分類 3214）造花、造果、葉飾、及主に鳥類の羽毛から造られた羽毛及び羽毛飾の製造に従事する事業所をいう。

羽毛の調整、染色等を業とする事業所も本分類に含まれる。

○造花製造業；模造食品製造業（ガラス製を除く）；羽根飾製造業；羽毛染色業

3953 ボタン製造業

貴金属及び寶石、模造寶石以外の材料から造られたボタン及びボタンの部分品ボタン鑄型等の製造に従事する事業所をいう。

○ボタン製造業（貴金属、寶石、模造寶石以外のもの）

3954 針、ピン、ホック及びホック止、スナップ及びこれに関連する新案品製造業

主としてミシン針、手縫針、ピン、ホック、ホック止、スナップ、こはぜ等の製造に従事する事業所をいう。

○針製造業；ミシン針製造業；ホック製造業；スナップ製造業；こはぜ製造業；安全ピン製造業；クリップ製造業；フアスナー製造業；アミ針製造業；刺繍針製

中分類39—その他の製造業

造業; 蓄音機針製造業

396

他に分類されない可塑物製品製造業

3961

他に分類されない可塑物製品製造業

主として可塑物二次製品、又は他に分類されない可塑物完成品の製造に従事する事業所をいう。主として可塑物一次製品（板、棒、管、粒粉末）の製造に従事する事業所は中分類 28—化学工業に分類される。

○不破ガラス製造業; 代用ガラス製造業; 地図入れ製造業; 浴用具（セルロイド製）製造業; 食器（合成樹脂製）製造業

397

漆器製造業

3971

漆器製造業

主として生地（材料）の如何を問わず漆器の製造に従事する事業所をいう。主な製品は漆製の家具、什器、食器、箱、美術品等である。

○家具（漆塗り）製造業; 漆器製造業（膳、椀、箸等）; 小物箱（漆塗り）製造業; 金属漆器製造業; 漆工藝品製造業; 漆器ときだし業

×家具製造業（漆製を除く）〔251〕; 箆製造業（木竹製）〔2499〕

399

その他の製造業

3981

箆及びブラシ製造業

家庭用、工業用、その他あらゆる種類の箆及びブラシの製造に従事する事業所をいう。

主な製品は家庭用箆及びブラシ、工業用ブラシ、歯ブラシ、化粧用ブラシ等である。

○ブラシニ製造業; 竹箆製造業; 草箆製造業; くまで製造業; ささら製造業

3982

コルク製品製造業

主としてコルク製品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は瓶の栓、絶縁用品、タイル等である。但し、コルクカーベツトは細分類 2273 に分類される。

○コルク栓製造業; コルクタイル製造業; 生圧搾コルク板製造業; 炭化コルク板製造業

×コルクカーベツト製造業〔2273〕

3983

マッチ製造業

使用材料のいかんを問わず、マッチ及びマッチ小箱、軸、の製造に従事する事業所をいう。

○マッチ小箱製造業; マッチ軸製造業

3984

花火製造業

中分類39 その他の製造業

あらゆる種類の花火（信号用，玩具用，閃光彈，鉄道信号用）の製造に従事する事業所をいう。

3985 寶石箱及び小物箱製造業

主として貴金属，メッキ製品以外の寶石箱，小物箱，眼鏡ケース，櫛入れ，その他小間物箱の製造に従事する事業所をいう。但し，皮革製のものは中分類 31 に，貴金属製のものは細分類 3911 に分類される。

○小物箱製造業（貴金属，メッキ製品，皮革製以外のもの）；眼鏡ケース製造業（皮革製を除く）；櫛入れ製造業（皮革製を除く）

×小物箱製造業（貴金属製のもの）〔3911〕；眼鏡ケース製造業（皮革製のもの）〔3171〕；櫛入れ製造業（皮革製のもの）〔3171〕

3986 ランプ傘製造業

主としてランプの傘の製造に従事する事業所をいう。但し，ガラス製のものは細分類 3212 に，金属製のものは細分類 3461 に分類される。

○ランプ傘製造業（ガラス製，金属製以外のもの）

3987 葬儀用品製造業

主として木又は他の材料（コンクリート製品，中分類 32 を除く）から棺類及び葬儀関係用具の製造を行う事業所をいう。その主な製品は棺，及び棺の回送箱葬式装飾品，死骸用衣服，手袋，スリッパ，死骸保存用品，その他の小物である。

○棺桶製造業；葬具製造業

3988 美容院及び理髪店の備品製造業

主として美容院，床屋等の装置及び備品等の特殊用具の製造に従事する事業所をいう。

○パーマメント機械器具製造業；ヘヤードライヤ製造業；理容業用椅子製造業

3989 毛皮の調整及び染色業

主として毛皮の調成仕上げ，漂白，染色，装飾等に従事する事業所をいう。

○毛皮製造業；毛皮染色整理業

3991 看板，廣告及び標識機製造業

主として看板，廣告，及び標識機（電氣的，機械的なものを含む）の製造に従事する事業所をいう。

ネオンサイン，廣告用新築品も本分類中に含まれる。

○廣告装置製造業；標識機製造業；ネオンサイン製造業；看板製造業（個人の注文によらないもの）

×ペンキ屋（顧客の直接注文仕事のもの）〔K, 3999〕

中分類39—その他の製造業

8992 カツラ製造業

主として人間の毛髪（但し、動物の毛及び繊維等で造る場合も含む）から、カツラ類の製造に従事する事業所をいう。

人形の頭髪を作る場合も本分類中に含まれる。

○かもし製造業；かつら製造業；人形髪製造業

8998 洋傘及び部分品製造業

主として洋傘及びその把手その他の部分品、貴金属以外の装飾品の製造に従事する事業所をいう。

○洋傘及び部分品製造業；杖及び部分品製造業（貴金属を除く）；洋傘骨製造業；洋傘手元製造業

8994 和傘及び部分品製造業

主として和傘及びその部分品の製造に従事する事業所をいう。

○雨傘製造業；蛇の目傘製造業；日傘製造業；和傘骨製造業

8995 團扇、扇子及び提灯製造業

主として團扇、扇子、提灯の製造に従事する事業所をいう。

○扇子、扇子骨製造業；提灯及び部分品製造業；團扇及び團扇骨製造業

8996 タバコパイプ及びキセル製造業

使用材料のいかんを問わず、主として煙草パイプ、キセルの製造に従事する事業所をいう。

○煙草パイプ製造業；キセル製造業

×羅苧直し業〔K, 8599〕

8997 モデル及び模型製造業（紙製を除く）

主として、各種の材料で作られたモデル、模様型（紙製〔中分類26〕及び靴型〔中分類24〕を除く）の製造に従事する事業所をいう。

○模型製造業；模様型製造業（紙製を除く）；マネキン製造業

×模様型製造業（紙製のもの）〔2699〕；靴型製造業〔2492〕

8999 他に分類されないその他の製品製造業

主として他のいずれにも分類されない各種製品の製造に、従事する事業所をいう。

その主なる製品はバッヂ、徽章、識別板その他の各種小間物等である。

○バッヂ製造業；徽章製造業；ネームプレート製造業；押絵製造業；広告幕製造業；荷札製造業；際物製造業（と単に申告のもの）；土産物製造業（と単に申告のもの）；縁起物製造業（と単に申告のもの）；とじ紐製造業；靴紐（革製を除く）製造業；ヘチマ靴敷物製造業；衛生ぼろ再生業；機械ぼろ製造業；経木モール製

中分類39—その他の製造業

造業; 毛糸編棒製造業 (と單に申告のもの); 箸製造業 (と單に申告のもの); 杖製造業; 幻燈スライド製造業; 消火器製造業; 飲料小分器製造業; ライター製造業; 懐炉製造業; 懐炉灰製造業; 救命具製造業; もっこ製造業; 事務用; 糊製造業; 雑工業用糊製造業; 墨製造業; 朱肉製造業; 獸毛整理業 (羊毛及び羊毛類似の毛を除く); スクンパッド製造業; すげがさ製造業; みの製造業。